

日本臨床検査専門医会

2021 年度第二回常任幹事会議事録

2021 年 9 月 4 日

日本臨床検査専門医会 2021年度第二回常任幹事会 議事録

開催日時：2021年9月4日（土曜日）15:00～17:00

開催形態：日本臨床検査専門医会 事務所・オンライン会議システム 併用

出席者： 〆谷 直人 会長， 菊池 春人， 村上 純子 各副会長

東田 修二， 五十嵐 岳， 田部 陽子， 東條 尚子， 福地 邦彦， 増田 亜希子，
三井田 孝， 横崎 典哉 各常任幹事， 古川 泰司 監事
松下 弘道 選挙管理委員長

欠席者： 土屋 達行 監事

（敬称略）

事務局： 市川 綾子

<審議事項>

第一号議案 議事録署名人選任について

議長は本会の議事録署名人の選出を議場に諮ったところ満場一致をもって次のものを選任した。

議事録署名人 田部 陽子， 横崎 典哉 各常任幹事

<報告事項>

1. 次期会長・監事 選挙について

松下弘道選挙管理委員会委員長より，8月に実施された次期会長・監事 選挙について報告があった。投票は8月28日に締め切り，9月4日開票の結果は以下の通り。

1) 会長選挙結果：投票総数：317票，有効投票数：312票，無効投票数：5票

1位： 〆谷 直人 306票（98%），白票：6票

2) 監事選挙結果：投票総数：318票，有効投票数：313票，無効投票数：5票

1位： 東條 尚子 307票，白票：6票

この結果を受けて，次期会長は〆谷直人氏，次期監事は東條尚子氏に決定した。

2. 各種委員会報告

① 情報・出版委員会

福地委員長より，以下について報告があった。

1) JACLaP NEWS：編集主幹後藤和人先生。139号は6月に発行済，140号は10月発行予定。JACLaP NEWSに関しての提案，検討依頼事項が5つほどある。

1. 空いたスペースに「日本臨床化学会年次学術集会」，「日本医療検査科学会大会・春季セミナー」の案内の掲載を予定する（140号より）。掲載は，日本臨床検査専門医会の会員が主催するものに限定する。

2. 日本臨床検査専門医会の会員が主催する広く臨床検査（微生物関連も含めての）関連学会・研究会・講習会情報の案内の掲載を検討する。

3. JACLaP NEWS の改善点：「次世代の臨床検査専門医」として、中堅から若手の記名・匿名自由でのショートコメント集の掲載を検討する。
4. 「臨床検査医学への提言」に関して、先生方も苦慮して執筆いただいているのでホームページの「臨床検査医の方へ」の一部として掲載を希望。
5. 編集主幹・副主幹より
2022年1月から新たな委員に編集主幹業務に関わってほしいと考えている。候補として井上暢子先生（広島大学）に打診中である。
- 2) Lab CP:信岡祐彦先生担当。Lab CP 39巻（2021年）は1,2号合併とする可能性もある。掲載論文については検査専門医会大会などの記事を中心として掲載してきたが、これに加え、「臨床検査領域の総説」、「専門医制度」、「更新に関する情報」などを積極的に掲載することを提案したい。
- 3) 「ラボ」（日本衛生検査所協会 協会誌）専門医のページ：出居真由美先生担当で「専門医が解説する病気の検査」を大テーマに2021年4月から各先生方に執筆依頼。順調に進んでいる。
- 4) JACLaP WIRE：福地委員長担当。新規掲載項目は東條先生から情報提供を受け、No. 249～255を発行した。2020年に続き、2021年も新型コロナウイルス検出法が多数保険掲載された。

菊池副会長より、JACLaP NEWS 掲載の「臨床検査医学への提言」をホームページにも掲載することについては、執筆者に了解を得て掲載する方がよいと発言があった。

② 教育研修委員会

田部委員長より、以下の報告があった。

- 1) 生涯教育講演会（安全講習2単位）：春季大会期間の5月21日にWEB開催。参加者152名。
座長：古川泰司，田部陽子
 - ・IoTによる医療の安全と質向上：猪俣武範先生（順天堂大学医学部）
 - ・チーム医療の質向上：小西竜太先生（三菱商事ヘルスケア部シニアマネジャー）
- 2) 教育セミナー：初めての試みでWEB配信（6/11～28）で実施。受講生36名。
8名の講師と2名の合格体験談を30～50分の動画にまとめていただき、Web配信。
資料と実技動画はDVDで配布した。会計は収入293,000円，支出713,690円となった。
来年以降同じ形式で開催してよいものかどうかを確認したい。
- 3) 2021年度第5回医学生・研究医のためのハンズオンセミナー（Web開催）
8月1日（日）13時～17時。西川先生（東大）が事務局となって配信。
主催：日本臨床検査医学会，共催：日本臨床検査専門医会
参加者：82名（内訳：医学生6名，臨床研修医8名，研修医を除く医師66名，その他2名），受講料：無料
内容：講演（臨床検査専門医のキャリアパス・大学病院での専門医業務紹介，市中病

院での専門医業務紹介), RCPC Challenge, 感染症セミナー, フリーディスカッション。
日本臨床検査専門医会より 10 万円の共催金を計上。

4) 第 68 回日本臨床検査医学会学術集会 (2021 年 11 月 11 日~14 日, 富山)

共催シンポジウム

- ・ テーマ: 「臨床検査の社会貢献」, 座長: 東田 修二, 涌井 昌俊
- ・ 演者: 井戸 健太郎 (大阪みなと中央病院 (昨年合格の新専門医), 朝比奈 彩 (静岡赤十字病院), 眞鍋 明広 (福山市民病院), 三宅 紀子 (つばめクリニック)

メ谷会長より, 教育セミナーについては来年度はその時の状況によって開催形態を決めて実施してほしい, と発言があった。

③ 資格審査・会則改定委員会

東條委員長より, 5 月 21 日以降 3 名の入会審査をし, 今年になってからの入会者は 23 名であることが報告された。

④ 渉外委員会

横崎委員長より以下の報告があった。

- 1) 振興セミナー: 7 月 16 日 WEB 形式で実施。参加人数は合計 184 名 (賛助会員 101 名 正会員 73 名) ほか 講師 2 名, 関係者 3 名, 所属不明 5 名であった。専門医機構領域講習受講証については申請のあった 57 名に発行。実施後アンケートは, 98 名 (56%) から回収 (賛助会員 32 名/31% 正会員 66 名/90%), 賛助会員からの回答は少なめであった。セミナーに関しては概ね好評で, 次年度以降の開催形式については WEB 希望が多かった。会場開催の希望も幹事会社の一部から届いている。セミナーの内容については賛助会員からの希望は特になく, 会員から 19 件, 遺伝子検査関連が複数あった。来年度の開催形態, テーマについては今後検討していく。

経費については, 今年はライブ配信のみだったこともあり, 例年から比べると半分程度 (423,180 円) であった。

- 2) 全国検査と健康展: 8 月 4 日に日本臨床衛生検査技師会から 6 会場 (秋田, 神奈川, 岐阜, 兵庫, 香川, 大分) への医師派遣要請の依頼があった。8 月 17 日に全国幹事会の役員にメールで協力依頼をしたところ, 神奈川, 秋田会場に協力の申し出があった。その後, 日本臨床衛生検査技師会から, 兵庫会場の現地開催中止, 香川会場の中止連絡が届いた。今後, 派遣医師未定の会場へは, 開催県内の施設に所属, または在住の会員の方に絞って協力依頼をしていく予定である。

メ谷会長より, 振興セミナーについては参加人数だけを考えると圧倒的に WEB 開催の方が参加者が多くなるが, 現地開催をして賛助会員の方が専門医の先生方と意見交換する機会も提供したい。WEB 開催であれば予算的にも今年のような形がよいのではない

か。来年の状況次第で開催形態を決めてほしい、と発言があった。

⑤ 保険点数委員会

三井田委員長より、以下の報告があった。

次年度診療報酬改定の国会からの提案について7月20日に厚労省のヒアリング（WEB）があり、松下一之先生（千葉大）とともに臨んだ。鼻腔・咽頭拭い液採取の増点の要望について説明し、実際より大幅なコスト負担があることは厚労省の担当者の理解が得られた。但し、単純な増点はむずかしいので、1週間の期限でさらなる資料の提出を求められた。それについて臨床検査振興協議会の診療報酬改定小委員会や日本臨床検査医学会臨床検査点数委員会古川先生に相談した結果、さらなる調査結果を短期間でまとめるのは困難であること、鼻腔・咽頭拭い液採取の増点によって他の検査の減点の可能性が出てくることから、あまり強く要望しないという方向になった。厚労省にはコスト調査の詳細の説明文書を作成して提出するにとどめた。

⑥ 広報委員会

五十嵐委員長より、以下の報告があった。

- 1) 羊土社レジデントノート「検査のTips」連載：連載5年目、2021/9月号で連載54回に到達、執筆者募集中。
- 2) SARS-CoV2 掲示板：体制安定とともに使用頻度は落ちてきているが投稿継続中。
- 3) 医学生～初期臨床研修医対象 RCPC / 医学会 WLB, 教育委員会合同
 - a) 第5回 臨床検査若手のためのハンズオンセミナー8/1開催済。
 - b) 第68回臨床検査医学学術集会（富山）ワークショップ：ハンズオンセミナーの開催方式を踏襲した形で計画中。参加の呼びかけをお願いしたい。
- 4) 新型コロナにより見通しが立たないイベント：こども霞が関見学デー, JaCLaS EXPO 2021 ブース出展
- 5) 「11月11日記念日」一般企業とのタイアップイベントの計画進行中。
 - a) 東京駅に期間限定広告：費用がかかりすぎるため中止。
 - b) Twitterにて4者合同アカウント立ち上げ（振興協議会）、Twitterにて「11月11日記念日ロゴ」のコンペ開催、大賞に賞金。
- 6) 専門医会ホームページ / ネットワーク移設に関して：ネットワーク委員会に依頼中。

⑦ ネットワーク運営委員会

増田委員長より、Q&Aの内容の移設、新たなシステムをどのような仕様、規模にするかを今後検討していく旨報告があった。

⑧ 女性医師支援ワーキンググループ

村上純子副会長より、以下の報告があった。

本会女性会員を対象としたアンケートを実施（8/14 締め切り）、71名（回答率 58%）より回答があった。11月11日の総会後の講演会では、上原先生、五十嵐先生に発表を、司会はメ谷会長にお願いした。講習単位の申請予定。

3. 日本臨床検査医学会専門医・管理医審議会について

菊池副会長より、9月10日に開催予定で、最終的に臨床検査専門医、管理医試験の合格者が決まることになっている、と報告があった。

4. 臨床検査振興協議会理事会について：

メ谷会長より、理事会は今月末開催予定であることが報告された。また、振興協議会医療政策委員会の感染症対策委員会内で个人防护具（PPE）の提供について申し出があったが、本会会員に希望を募る案内を出してよいか審議の依頼があった。議場から特に反対意見はなかったため、会員宛て案内の準備を進めていくことが確認された。

<審議事項>

第二号議案 法人化に向けてスケジュール案、定款案について

議長は、本会一般社団法人化について、その詳細を資料1に基づいて菊池副会長に説明させた。

- ・岡部公認会計士・行政書士との打ち合わせを8月16日、27日に実施し、スケジュール案、定款案の確認、見直しを行った。
- ・一般社団法人化について会員への説明文は資料1の通り。設立時の役員は、今回の選挙で選任された任意団体の役員となるが、今回の選挙では会長、監事が選出されており、登記の際は理事長の他にもう1名理事が必要になる。大きく変わる点は、資料1の3に記載されている会員種別について、である。また、任意団体から一般社団法人に移行する際に、新団体への入会意思の確認が必要となる。任意団体の会計は今年末で閉めることになるので、入会意思確認と併せて未納分の会費は年末までに納入のお願いをする。任意団体の未納分の会費を一般社団法人になってから遡って請求することはできない。
- ・今後は会員の皆様に定款案の周知をはかり、10月初めに臨時総会を開催して一般社団法人化の承認を得たいと考えている。今後のスケジュールは資料2の通り。

議長は、定款案・定款施行細則案について東條資格審査・会則改定委員会委員長に資料3に基づいて説明させた。

- ・定款には細かな点の記載は少なくし、詳しくは定款施行細則に記載するようにしてある。定款案第2章の（法人の構成員）第5条(1)にあるように正会員の会員種別でA会員、B会員の区別はなくなる。また、正会員すべてが社員となる。第6条 入会について

ては理事長承認となっている。第3章第13条 社員総会の開催は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に開催する。第17条 2にあるように、定款の変更の決議については総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の承認が必要になる。第19条 役員の人数の記載がある。第6章 第34条 年次大会とあるが、これが今の春季大会にあたる。

- ・定款施行細則案 第2章 第4条にあるように名誉会員は正会員から名誉会員へ会員種別を変更することになる。第5条では有功会員の説明の記載があるが、有功会員は会員種別としては正会員となる。第3章 第9条 2にあるように役員候補者は選挙等によって選出することになる。

増田幹事より、3月の事業年度終了から5月に理事会開催では準備期間が短くないか確認があった。菊池副会長より、電磁的な開催もあること、今後は理事会・総会の開催に合わせて年次大会を開催する方向がよいと発言があった。×谷会長より、2023年度以降の年次大会は6月半ば以降に開催するよう大会長に依頼していく意向である旨発言があった。

古川監事より、年2回の総会是对面式でないといけないのか、また、任意団体の会費未払いの会員は一般社団法人の会員としては認めないのか確認があった。菊池副会長より、事務所を本部としてWEB参加、委任状で議決していくことも可能であるとの発言があった。×谷会長より会費未払いの会員の扱いについては次の全国幹事会で議事としていく旨発言があった。

村上副会長より、法人化後、監事は無記名投票で選出されることになるが、理事の顔ぶれを決める際に困難にはならないか確認があった。

×谷会長より、役員の任期について任意団体での役員履歴は新団体では継続されないことを了解いただきたい、監事のみ4年任期で、新旧が2年は重なるようにしていきたいので、古川監事は新団体設立後2年で退任いただくことになる、と発言があった。

本件について議場に諮ったところ、異議なく承認された。

以上を以て全議案の審議並びに報告を終了したので、議長は閉会を宣し解散した。

議事録署名人

2021年 11月 22日

田部 陽子

2021年 11月 29日

横崎 典哉

会員の皆様へのお知らせ

本会は、2022年1月に任意団体から一般社団法人に移行する予定であります。

1. 一般社団法人化する理由

臨床検査に関連する5団体から構成する臨床検査振興協議会が2022年に一般社団法人化する予定であり、その際には、構成5団体がすべて法人であることを目指しております。そのため、構成団体である本会も2022年に一般社団法人化に移行する予定です。

2. 一般社団法人化の概要

一般社団法人化の概要は次の通りです。

(1) 移行時期

2022年1月の予定です。一般社団法人は、準備のために2021年12月中に設立予定ですが、事業・会員等の移行は、2022年1月1日を予定しています。なお、任意団体は、2022年5月に開催予定の総会において、2021年度の決算報告を行い、解散・清算する予定です。

(2) 団体の目的・事業

現在の団体の目的・事業を一般社団法人においても引き継ぎます。

(3) 会員種別

一般社団法人における会員種別は、基本的には引き継ぐ予定ですが、一部について取扱いが異なる部分があります。詳しくは、「3. 会員の皆様への影響」をご参照ください。

(4) 役員

① 役員構成

一般社団法人における役員は次の通りです。一般社団法人化に際して、役員の名称が変更になっています。特に、今後は代表者を会長ではなく、理事長と呼称し、年次大会の長を会長と呼称します。

	任意団体	一般社団法人
代表	会長	理事長
副代表	副会長	副理事長
常任	常任幹事	常任理事

役員会の構成員	幹事	理事
監査	監事	監事
年次大会の長	大会長	会長

② 設立時役員

一般社団法人設立時の役員は、2021年度の選挙結果に基づいて選任された任意団体における役員と同じ方を選任する予定です。

③ 役員の任期

今後、役員の任期は、定時社員総会区切りとなるため、設立初年度の役員の任期は、2023年5月から6月に開催予定の定時社員総会終結のときまでとなります。

④ 役員選挙

任意団体において、役員とは、会長、副会長、常任幹事、幹事、監事であり、役員の選任にあたっては、会長及び監事を選挙で選出し、それ以外の役員を会長が選任していました。

他方、一般社団法人においては、役員とは理事・監事であり、理事の中の役職として代表理事（理事長）や業務執行理事（副会長・常任理事）があります。そして、役員は、社員総会で選任し、社員総会で選任された理事の中から、理事会の決議において、代表理事（理事長）や業務執行理事（副会長・常任理事）を選定することになります。

法律上は、役員の選任を社員総会において行い、代表理事・業務執行理事の選定を理事会で行うこととなりますが、その候補者をどのようなプロセスで選ぶのかは自由となります。そのため、今後は、次のような形で役員を選任することになります。

【役員選任のプロセス】

①	選挙理事候補者を正会員の中から正会員の選挙により選出 監事候補者を正会員の中から正会員の選挙により選出
②	①の選挙により選出された選挙理事候補者の中から、理事長候補者を選挙理事候補者の互選により選定
③	②によって選出された理事長候補者又は理事長の指名により指名理事候補者を選出
⑤	①及び③によって選出された役員候補者を社員総会において承認（法的な選任）
⑤	理事会において、②により選出された理事長候補者を理事長として選定（法的な選定）
⑥	副理事長及び常任理事は、①で選挙された者の中から理事長の推薦により理事会において選定（法的な選定）

(5) 委員会・委員

任意団体における委員会及び委員は、一般社団法人にそのまま引き継ぐ予定です。

(6) 会計年度

会計年度は、4月1日から3月31日に変更となります。

(7) 総会の開催時期

定時社員総会は、春季大会の時（5月から6月）に開催する予定です。

3. 会員の皆様への影響【重要】

任意団体から一般社団法人に移行するにあたり、会員の取扱いが次の通り変更となります。

- ①正会員 A と正会員 B の区分の廃止
- ②名誉会員について、役員の実選権・被選権・総会議決権の廃止
- ③有功会員の終身称号扱いの廃止

【会員種別】

任意団体	一般社団法人
正会員 A	正会員（A・B 会員の区分は廃止します。）
正会員 B	
賛助会員	賛助会員
名誉会員	名誉会員（役員の実選権・被選権・総会議決権はありません。）
有功会員	有功会員（定款上は正会員と同じく扱います。）

【今後の会費の扱い】

会員種別	会費
正会員・有功会員	10,000 円 4月1日時点で70歳以上の方は5,000円
賛助会員	一口100,000円で一口以上
名誉会員	会費免除

【今後の会員の権利】

会員種別	会員の権利
正会員・有功会員	総会議決権 役員の選挙権・被選挙権 会誌の配布
賛助会員	会誌の配布
名誉会員	会誌の配布

任意団体と一般社団法人は、法的には別の組織であるため、大変お手数ですが、既存の会員の皆様におかれましては、改めて一般社団法人への入会意思を確認させていただく予定であります。入会意思確認の時期としては、2021年12月の法人設立後、速やかに行う予定であります。

なお、大変恐れ入りますが、現在の任意団体の年会費のうち、まだお支払いされていない年度の年会費については、2021年12月中にお支払いいただきますようお願い申し上げます。

2021年度以前の会費	任意団体の会費となります。
2022年度以降の会費 (2022年4月以降)	一般社団法人の会費となります。

一般社団法人の会費(2022年4月～2023年3月の会費)は、2022年3月頃に徴収予定です。

法人化のスケジュール

時期	任意団体	一般社団法人
2021年8月16日 【打合せ・説明1回目】	<ul style="list-style-type: none"> 定款案・定款施行細則案の初期検討 スケジュール案の確認 	
2021年8月27日 【打合せ・説明2回目】	<ul style="list-style-type: none"> 法人化に向けた留意事項の確認 (会員の扱い、理事会・総会の運営、会計・税務の論点、資金と会計仕訳、会員のお知らせ、総会決議事項) 定款案・定款施行細則案・スケジュール案の再確認 諸規程の確認 	
2021年9月	<ul style="list-style-type: none"> 委員会(または常任幹事会)において一般社団法人の定款案及び定款施行細則案の検討、一般社団法人化の検討論点の確認 	
2021年9~10月	<ul style="list-style-type: none"> 会員に向けて一般社団法人化の概要を情報共有 (会誌・メール・ホームページの会員専用サイト等) 必要に応じて、会員からの質疑応答受付 必要に応じて、臨時総会で一般社団法人化の承認 公証役場で定款案の事前確認 	
2021年10月 【打合せ・説明3回目】	<ul style="list-style-type: none"> 定款認証・法人設立後の具体的準備の確認 (定款認証の準備書類、設立登記の準備書類、法人設立後の実務上の諸手続の確認) 	
2021年11月	<p>【任意団体の総会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人化の最終承認 一般社団法人の定款案及び定款施行細則案の承認 (一般社団法人の諸規程案の承認) 2022年度会費は徴収しない旨の承認 事業譲渡の承認 残余財産譲渡の承認 	<p>【一般社団法人の創立総会】(設立時社員2名)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人の定款案の承認 一般社団法人の定款施行細則案の承認 一般社団法人の諸規程案の承認 主たる事務所の決議 <ul style="list-style-type: none"> 定款認証の準備(定款の押印・印鑑証明書等の準備) 公証役場における定款認証【岡部事務所】 設立登記申請の準備(就任承諾書・本人確認書類・登記申請書・法人印鑑等の準備)
2021年12月	<ul style="list-style-type: none"> 事業・財産譲渡の準備(契約名義の変更等) 滞納会費の会費徴収 任意団体の債権・債務を2021年中に回収、支払い 事業譲渡契約の締結 	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人の設立登記 事業・財産受入の準備(銀行口座開設・契約名義の変更等) 会員の入会意思確認 事業譲渡契約の締結
2022年1月1日	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人へ事業を譲渡 	<ul style="list-style-type: none"> 任意団体から事業を譲受 一般社団法人として事業開始
2022年1月	<ul style="list-style-type: none"> 事業用資金について、任意団体から一般社団法人へ資金移動 (2022年以降に任意団体として支払いが必要な資金がある場合、例えば、未払金の支払いが2022年以降に想定される場合は、当該資金を残して資金移動) 	<ul style="list-style-type: none"> 事業用資金を任意団体から譲受
2022年1~3月	<ul style="list-style-type: none"> 任意団体の会費口座の閉鎖 任意団体の金融機関口座の閉鎖 残余財産を一般社団法人へ譲渡 	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人の会費口座を周知 残余財産を任意団体から譲受
2022年3月		<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人として2022年会費を徴収
2022年4~5月 任意団体の幹事会と一般社団法人の理事会の同時開催	<p>【任意団体の幹事会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業報告 決算承認 総会の招集 	<p>【一般社団法人の理事会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業報告 決算承認 定時社員総会の招集
2022年5月 任意団体の総会と一般社団法人の定時社員総会の同時開催	<p>【任意団体の総会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業報告 決算承認 任意団体の解散・清算の承認 	<p>【一般社団法人の定時社員総会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業報告 決算承認

一般社団法人 日本臨床検査専門医会 定款（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、一般社団法人 日本臨床検査専門医会と称し、英文では、Japanese Association of Clinical Laboratory Physicians（略称 JACLaP）と表示する。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

（目的）

第3条 この法人は、臨床検査に携わる医師の資質の向上とその育成および相互の発展を図り、臨床検査に関する正しい情報提供を介し、国民の健康の維持・増進を図ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- （1）講演会、集会などの開催
- （2）会誌及びその他の刊行物の発行
- （3）高品質の臨床検査情報の提供
- （4）その他この法人の目的の達成に必要な事業

（公告の方法）

第4条 この法人の公告は、電子公告による。ただし、事故その他やむを得ない事由によって、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第2章 会員

（法人の構成員）

第5条 この法人に次の会員を置く。

- （1）正会員 この法人の目的に賛同する臨床検査に関連のある業務に携わる医師
- （2）賛助会員 この法人の目的に賛同する個人又は団体

(3) 名誉会員 この法人に多大な貢献をした者で、社員総会で承認を受けたもの

2 前項の会員のうち、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に定める社員とする。

3 この法人の正会員のうち、この法人に貢献した者で、社員総会で承認を受けた正会員を有功会員と称する。

(入会)

第6条 この法人に正会員又は賛助会員として入会を希望する者は、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 会員は、この法人の目的を達成するため、別に定める会費に関する細則に基づき会費を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、名誉会員は、会費を納めることを要しない。

3 会費に関する細則の変更は、社員総会の承認を受けるものとする。

(退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によりその会員を除名することができる。

(1) 定款その他の規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を棄損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、理事会の決議を経て当該会員に除名の決議を行う社員総会の一週間前までに通知するとともに、社員総会において当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、若しくは失跡宣告を受け、又は解散したとき
- (3) 第7条の会費を引き続き3年以上滞納し、正当な理由なく督促に応じないとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 総社員の同意があったとき

第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会はすべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度末日の翌日から3か月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、その必要があるときに随時開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。理事長に事故がある場合には、あらかじめ理事会で定めた順序に従い他の理事がこれを行う。

2 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示すことにより、理事長に対し社員総会の招集を請求できる。

3 社員総会は、開催日より7日前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書を発して理事長がこれを招集する。ただし、書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに招集する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の3分の1以上を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。ただし、当該議事について書面又は電磁的方法をもってあらかじめ意思を表示した正会員及び出席する他の正会員に書面をもって表決を委任した正会員は、出席者とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席者のうち社員総会で議事録署名人に選任された2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員の設定)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上18名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、一般法人法上の代表理事とする。
- 3 理事長を除くその他の理事のうち、1名を副理事長、8名以内を常任理事とすることができる。
- 4 副理事長及び常任理事は、一般法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 4 常任理事は、庶務・会計などの他、各種委員会委員長などの会務を担当する。
- 5 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事会の決議により副理事長がその業務にかかる職務を代行する。
- 6 理事長、副理事長及び常任理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 第1項の規定にかかわらず任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 増員により選任された理事の任期は、現任者の任期の満了する時までとする。

5 理事若しくは監事が欠けた場合又は第19条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(理事及び監事の報酬)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。

第5章 理事会

(構成)

第26条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 社員総会の招集に関する事項の決議
- (3) 事業計画及び収支予算の決議
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、副理事長及び常任理事の選定及び解職
- (6) その他この法人の組織及び運営に関する重要事項の決定

(開催)

第28条 理事会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 定時理事会は、毎年2回以上開催する。又、理事長が必要と認めるときは臨時理事会を開催することができる。
- (2) 理事長以外の理事より、会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき
- (3) 法令に基づき、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第29条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の決議には、議長は加わることはできない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(委員会)

第33条 理事会は、この法人の事業を円滑に遂行するため、理事会の下に委員会を設けることができる。

第6章 年次大会等

(開催)

第34条 この法人は、会員の研究発表等のため、年次大会を毎年一回開催する。

2 前項によるもののほか、必要に応じて学術集会、研究会等を開催することができる。

(年次大会の会長)

第35条 年次大会を主催するために、会長を1名置く。

2 会長は、第5条第1項第1号に定める正会員の中から、理事会で選任する。

3 会長の任期は、その担当する年次の前年の年次大会終了の翌日から、当該年次大会終了の日までとする。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、理事長がその職務を代行する。

5 会長は、必要に応じて、理事会に出席し、準備状況等を報告しなければならない。

第7章 会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎年事業年度の開

始日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 事務局

(事務局及び職員)

第39条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 職員は理事長が任免し、有給とする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配)

第42条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 補則

(細則)

第44条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、細則において別に定めるものとする。

附則

1. この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

氏名

氏名

2. この法人の設立時理事、設立時代表理事(設立時理事長)、設立時業務執行理事(設立時副理事長)、設立時業務執行理事(設立時常任理事)及び設立時監事の氏名は、次のとおりとする。

(1) 設立時理事

(2) 設立時代表理事 (設立時理事長)

(3) 設立時業務執行理事（設立時副理事長）

(4) 設立時業務執行理事（設立時常任理事）

邦

(5) 設立時監事

3. 任意団体である日本臨床検査専門医会（以下、「日本臨床検査専門医会」という。）の会員のうち、この法人に入会申込があった者については、2022年1月1日をもって、入会に関する理事会の承認があったものとみなす。入会の承認にあたって、日本臨床検査専門医会の正会員はこの法人の正会員として、日本臨床検査専門医会の賛助会員はこの法人の賛助会員として、日本臨床検査専門医会の名誉会員はこの法人の名誉会員として入会の承認があったものとみなす。日本臨床検査専門医会の有功会員は、この法人の正会員として入会の承認があったものとみなした上で、この法人の有功会員として称するものとする。

4. 2022年1月1日をもって、日本臨床検査専門医会の2022年5月開催予定の春季大会の大会長の職にある者を、この法人の2022年度年次大会の会長として選任するものとする。

5. 2022年1月1日をもって、日本臨床検査専門医会に設置の委員会と同じ委員会をこの法人に設置するものとし、日本臨床検査専門医会の同委員会の委員及び委員長職にある者を、この法人のその委員会の委員及び委員長として任命するものとする。

6. 2022年1月1日をもって、日本臨床検査専門医会の職員職にある者を、この法人の職員として任命するものとする。

7. 2022年1月1日をもって、日本臨床検査専門医会からの事業及び財産の譲受に関する理事会の承認があったものとみなす。

8. この法人の最初の事業年度は、法人設立の日から2022年3月31日までとする。

2021年11月11日

設立時社員

設立時社員

一般社団法人 日本臨床検査専門医会 定款施行細則（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 この細則は一般社団法人日本臨床検査専門医会（以下、「この法人」）の定款に基づく運用に際し、細部を規定するものとする。

（変更・改定）

第2条 この細則の変更・改定は理事会が承認決定する。ただし、第3条の会費の変更・改定に関しては、社員総会で承認を受けるものとする。

第2章 会員に関する細則

（会費）

第3条 正会員の年会費は10,000円とする。ただし4月1日現在満70歳以上の正会員は5,000円とする。

2 賛助会員の年会費は一口100,000円で一口以上とする。

（名誉会員）

第4条 この法人に多大な貢献をした者で、社員総会で承認を受けたものについては、正会員から名誉会員へ会員種別を変更する。

2 正会員から名誉会員への会員種別の変更にあたっては、本人の承諾を得るものとする。

3 名誉会員は、終身称号とする。

（有功会員）

第5条 有功会員とは、社員総会の承認を受けた正会員に対する称号であり、定款及び定款施行細則上は、正会員として扱うものとする。

（異動の届出）

第6条 会員は、入会申込書の記載事項に変更があった場合は、すみやかにその旨を書面にて、この法人に届出なければならない。

(休会)

第7条 会員は、次の場合に休会することができる。

(1) 留学又は休職の場合

(2) その他やむを得ない理由によりこの法人が認めた場合

2 休会の効力は、会員からの書面による届出により発生し、復会の届出により消滅する。

3 休会の期間は原則として、最長2年間とし、休会の期間が2年を超える場合には、その時点において書面による延長の届出を行うものとする。この場合において延長は1年毎に行うものとする。

4 2年を超えて休会延長の届出がなかった場合には、その日をもって退会の届出があったものとみなす。

5 休会者については、会費の納入を免除し、会誌の配布及び選挙権・被選挙権の行使を停止する。会計年度途中における休会及び復会の場合、当該年度の会費は免除されない。

(滞納会員における会誌等の停止)

第8条 会費を滞納している会員については、会誌の配布及び選挙権・被選挙権の行使を停止する。

第3章 役員候補者等の選出に関する細則

(役員を選任)

第9条 役員（理事、監事）は役員就任年度4月1日の年齢が満69歳以下の者とする。

2 役員（理事、監事）候補者を選挙等によって選出し、役員を社員総会で選任する。

(役員候補者の選出)

第10条 役員候補者は、次の各号に定める方法によって選出する。

(1) 選挙理事候補者（10名以内）は、正会員の中から正会員の無記名投票により選出する。

(2) 指名理事候補者（8名以内）は、理事長候補者または理事長からの指名により正会員の中から選出する。

- (3) 理事長候補者は、選出された選挙理事候補者の互選によって選出する。
- (4) 副理事長（1名）及び常任理事（8名以内）は、理事長が選挙理事のうちから推薦し、理事会で選定する。
- (5) 監事候補者は、正会員の中から正会員の無記名投票により選出する。
- (6) その他役員候補者の選出に関し必要な事項は、別に定める。

（役員連続任期）

- 第11条 理事は、連続して3期を超えてその任に留まることはできない。
- 2 監事は、連続してその任に留まることはできない。
- 3 理事長は、連続して2期を超えてその任に留まることはできない。

第4章 委員会に関する細則

（設置及び廃止）

- 第12条 定款に定める委員会の設置または廃止は、理事会の決議により行う。

（組織）

- 第13条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員会の委員長は、正会員の中から理事会の決議により選任し、理事長が委嘱する。
- 3 委員は、正会員の中から理事会の決議により選任し、理事長が委嘱する。
- 4 委員長は、委員会を統括する。

（任期）

- 第14条 委員長及び委員の任期は、2年とし、連続して3期を超えてその任に留まることはできない。

（委員会の招集・開催）

- 第15条 委員会は、委員長が招集し、開催する。
- 2 委員及び委員長は、電子メール等の通信手段での意見交換を適宜行う。

（規程の改定）

- 第16条 委員会に関する規程の改定は、理事会の承認を受けなければならない。

第5章 会誌に関する細則

(配布)

第17条 この法人は、会誌を Laboratory and Clinical Practice (以下、Lab CP という。)と名付けて、年2回発行し、会員に配布する。

(発送停止)

第18条 会費を滞納している会員及び休会者には Lab CP の発送を停止する。停止した期間の Lab CP は会費を完納した場合でも受け取ることができない。

附則 この細則は、2022年1月1日から適用する。ただし、第3条に定める会費については、2022年4月1日以降に開始する事業年度の年会費分から徴収するものとする。